美浜町障害者活躍推進計画

機関名	美浜町
任命権者	美浜町長、美浜町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
美浜町における障 害者雇用に関する 課題	美浜町においては、職員総数が90人程度の機関であり、法定雇用率については達成している状況である。これまで法定雇用率に満たない際、障害者に限定した募集・採用は行っている。採用した者のほか、中途障害者となった職員が在籍しているが、これまで、大きな問題は生じていない。
目標	
① 採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数に欠員が出たら補充を行い法定雇用率を下回らない。
② 定着に関する 目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍 を推進する体制整 備	○障害者雇用推進者として総務政策課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口(町長部局は総務政策課、教育委員会部局は教育課)を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍 の基本となる職務 の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談 しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設 等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。